南花畑学園特別支援学校(仮称) 基本計画検討委員会報告書

平成24年3月東京都教育委員会

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」 を策定し、その中で、東京都立南花畑学園特別支援学校(仮称)の設置を計画しました。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者及び教育庁関係職員で構成する、南花畑学園特別支援学校(仮称)基本計画検討委員会を設置し、教育課程、施設・設備の整備等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものです。

平成24年3月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

第13	草 基本的枠組	
1	基本的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2	目指す学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3	学校の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
4	学校の教育目標を達成するための基本方針・・・・・・・・・・・・ 2	
第2章	章 肢体不自由教育部門の教育課程	
1	教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
2	教育課程編成の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
3	各教科等の指導の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
4	訪問教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	
6	各学部の年間授業時数(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
第3章	章 知的障害教育部門の教育課程	
1	教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
2	教育課程編成の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
3	各教科等の指導の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1	
4	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
5	各学部の年間授業時数(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4	Į
第4章	章 地域に根ざした特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	
第5章	章 施設・設備の整備	
1	施設・設備の整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	
2	現在の施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	
4	施設の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	
5	施設一覧 (例示) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8	
<u></u> 参考:	答判・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 1	

第1章 基本的枠組

1 基本的枠組

(1) 設置

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化や「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、 東京都立城北特別支援学校(肢体不自由特別支援学校小学部・中学部・高等部。以下「城北特別支 援学校」という。)及び東京都立南花畑特別支援学校(知的障害特別支援学校小学部・中学部。「以 下「南花畑特別支援学校」という。)を発展的に統合し、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門 を併置する学校として「東京都立南花畑学園特別支援学校(仮称)(以下「南花畑学園特別支援学校(仮称)」という。)」を設置する。

(2) 設置場所

東京都足立区南花畑五丁目13番1号及び 同 五丁目24番29号

(3) 学部 (・学科)の設置

ア 肢体不自由教育部門

小学部・中学部・高等部普通科を設置する。

イ 知的障害教育部門

小学部・中学部を設置する。

(4) 通学区域

ア 肢体不自由教育部門

通学区域は、現在の城北特別支援学校の通学区域とする。

イ 知的障害教育部門

通学区域は、現在の南花畑特別支援学校の通学区域とする。

なお、肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門ともに、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、 近隣の都立特別支援学校とも調整の上、通学区域を設定する。

(5) 学校規模

96学級390人程度を想定する。

ア 肢体不自由教育部門

46学級、150人程度(訪問学級を含む。)

イ 知的障害教育部門

50学級、240人程度

(6) 設置予定年度

平成32年4月1日に設置する。

2 目指す学校

- (1) 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門双方の専門性を活かした教育を、障害の特性等に応じて受けることができる学校
- (2) 健康で、安全な生活を送ることができる学校
- (3) 地域社会で生き、働く力を身に付けることができる学校

(4) 地域社会を支え、地域社会に支えられる学校

3 学校の教育目標

児童・生徒一人一人の人権を尊重し、生活年齢を踏まえ、障害の特性等に応じた教育を推進すると ともに、個性を伸長し、豊かな人間性や社会性を育み、自立し、社会参加できる児童・生徒を育成す る。

また、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校として、地域における特別 支援教育のセンター的機能を発揮し、地域社会・保護者に信頼される開かれた学校づくりを推進する。

- (1) 肢体不自由教育部門(小学部·中学部·高等部)
 - ア 「自立と社会参加」を目指し、社会で生活していく力を育てる。
 - イ 自ら学び、自ら考え、行動する、確かな学力を育てる。
 - ウ 健康な体と、優しく思いやりのある心を育てる。
 - エ 社会性や規範意識を養い、社会の一員として社会に貢献しようとする態度を育てる。
 - オ 「健康の保持」「身体の動き」等、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要 な知識、技能、態度及び習慣を育てる。
- (2) 知的障害教育部門(小学部・中学部)
 - ア「自立と社会参加」を目指し、社会で生活していく力を育てる。
 - イ 自ら学び、自ら考え、主体的に行動する力を育てる。
 - ウ 健康な体と、優しく思いやりのある心を育てる。
 - エ 社会性や規範意識を養い、社会の一員として社会に貢献しようとする態度を育てる。
 - オ 「人間関係の形成」「コミュニケーション」等、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を育てる。

4 学校の教育目標を達成するための基本方針

- (1) 肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門がそれぞれに、児童・生徒一人一人の適切・的確な実態把握に基づく、個に応じた専門性の高い教育を行う。
- (2) 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校として、両教育部門の特色を活かすとともに、それぞれの専門性を活用して指導の充実を図る。

特に、肢体不自由教育部門における身体の動きや摂食等に関する専門性と、知的障害教育部門における各教科等を合わせた指導等に関する専門性を共有することにより、障害が重複する児童・生徒への指導の充実を図る。

- (3) 「自立と社会参加」を進めるため、一貫性のあるキャリア教育を推進する。
- (4) 「個別指導計画」及び「個別の教育支援計画」に基づき、個に応じた指導と自立と社会参加に向けた支援の充実を図るとともに、肢体不自由教育部門の高等部卒業時には「個別移行支援計画」を作成し、卒業後の進路先への確実な引継ぎを行う。
- (5) 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の児童・生徒の交流を進め、豊かな学校生活が送れるように努める。
- (6) 人権尊重の教育を推進するとともに、規範意識の醸成を図る。

- (7) 保護者や関係機関と連携・協力し、児童・生徒の医療的ケアの充実、安全確保や健全育成の推進 を図るとともに、地域の学校との副籍制度の推進や地域指定校との交流及び共同学習の推進、進路 先の拡大等を図る。
- (8) 外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等)や学校介護職員(肢体不自由教育部門に配置)の有する専門性を活用し、教育内容・方法の充実と安全管理の徹底を図る。
- (9) 地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校及び中等教育学校の教員に対する支援を通じ、地域に信頼される特別支援教育のセンターとして、開かれた学校づくりを推進する。
- (10) 児童・生徒の心と体の健康の増進、保健教育と保健管理の調整、家庭や地域社会とのよりよい連携のため、保健室の機能の充実を図る。
- (11) 児童・生徒の障害の状態に応じた給食を提供し、摂食指導の充実を図るとともに、食育を推進する。また、安全・安心な給食を提供するために衛生管理を徹底する。
- (12) 学校運営連絡協議会の学校評価を踏まえ、児童・生徒、保護者、地域及び関係機関の期待に応える学校づくりを推進する。
- (13) 日本の伝統・文化に関する興味や関心を高め、郷土や国を大切にする心や誇りを育み、学校の創意工夫の下、特色ある教育活動を推進する。
- (14) 様々な専門性の高い人材を活かし、意図的・計画的に校内研修やOJTを進めることにより、人材育成を進め、学校組織全体の指導力を向上させる。

第2章 肢体不自由教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

南花畑学園特別支援学校(仮称)肢体不自由教育部門の教育課程については、城北特別支援学校の教育課程を参考に、「準ずる教育課程」「知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」を編成し、児童・生徒の生活年齢を踏まえ、障害の状態等に応じた指導の充実を図る。また、障害の程度が極めて重く、通学が困難な児童・生徒には訪問教育を実施する。

児童・生徒の健康・安全・安心の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、医療・福祉等の外部専門家との協働によるチームアプローチを推進する。

また、複数の障害教育部門を設置する学校の特色を活かし、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門とが連携した教育を推進する。

2 教育課程編成の重点事項

児童・生徒の障害特性や状態・程度に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指した教育課程を編成する。

また、教育活動を通じてICF(国際生活分類)の考え方を積極的に取り入れ、「補助的手段の活用」「教室環境の整備」などにより、児童・生徒一人一人の学校生活をより豊かなものとするとともに、自立と社会参加を支援する。

必要に応じて知的障害教育部門の教員や外部専門家等が有する専門性を活用した指導を行う。

(1) 「準ずる教育課程」における各教科等の指導の充実

国語・社会・算数(数学)・理科・英語等の主要5教科の指導充実を図り、進学希望に備えた教育課程を整える。また、言語力の充実を図るため、学校図書館の活用を工夫する。さらに、総合的な学習の時間等において、キャリアガイダンス等のキャリア教育を行う。

(2) 「知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程」における各教科等を合わせた指導の充実

児童・生徒の日常生活が充実し、高まるよう「日常生活の指導」を充実させるとともに、生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために様々な体験ができるよう「遊びの指導」や「生活単元学習」の充実を図る。また、中学部段階から「作業学習」を取り入れ、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄について学習する。

なお、小学部及び中学部の知的障害を併せ有する児童・生徒のうち、自閉症のある児童・生徒に対し、知的障害教育部門の小学部及び中学部で指導されている「社会性の学習」を参考に、指導の充実を図る。

(3) 「自立活動を主とする教育課程」おける自立活動の指導の充実

児童・生徒一人一人の障害特性や状態・程度に応じた指導を充実させるため、「学習習得状況把握表」等を活用するとともに、「個別指導計画」の充実を図る。

3 各教科等の指導の基本方針

肢体不自由教育部門の各教科等は、以下の内容に重点を置き、教育課程を編成するものとする。

- (1) 各教科(科目) ※科目は高等部の「準ずる教育課程」で指導する。
 - ア 教科等の目標を踏まえ、児童・生徒一人一人の障害の状態や学習状況等に応じて、指導内容を 適切に精選し、基礎・基本の定着を図るとともに、個に応じた指導方法を工夫して、学習への興 味、関心、意欲を育てながら学力の伸長を図る。
 - イ 児童・生徒一人一人の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、教材・教具を開発するとと もに、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用して、学習に主体的に 取り組めるように工夫する。
 - ウ 自立活動の指導との密接な関連を図り、児童・生徒の身体の動きやコミュニケーションの状況 等を十分に考慮した指導を進める。

(2) 道徳

生命の尊さや人の心の大切さを理解し、他人を思いやる気持ちを育てるとともに、自立と社会参加を目指して、社会生活の基本的なルール等の規範意識、道徳的実践力を育成する。

(3) 外国語活動(小学部)

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

(4) 総合的な学習の時間

- ア 自ら課題を見付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てるため、地域の特色や児童・生徒の障害の特性などを考慮し、個別指導や集団指導など多様な学習形態を工夫する。
- イ 情報機器や情報通信ネットワークなどを効果的に活用し、主体的に学習活動ができるようにする。
- ウ 日本の伝統・文化に関する学習を実施し、日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを育むようにする。

(5) 特別活動

- ア 社会性や豊かな人間性を育むために、多様な学習集団や活動の場面を設定し、人と関わる経験 を広めるとともに、近隣の小・中学校等と連携し、交流及び共同学習を推進する。
- イ 宿泊を伴う学校行事において、自主的・自立的生活に必要な態度や習慣を養うとともに、集団 適応能力の向上を育む。
- ウ 知的障害教育部門との交流を積極的に推進する。

(6) 自立活動

- ア 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度 及び習慣を養うため、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、 コミュニケーションについて、各教科等と密接な連携を図り、指導を進める。
- イ 医療、福祉等の外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等)の有する専門性を活用し、児童・生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握を行い、個別指導計画の下に計画的で組織的な指導を進める。
- ウ 障害の重い児童・生徒に対し、「学習習得状況把握表」等を活用し、実態把握と評価を充実させることにより、小学部、中学部及び高等部において一貫性のある指導を実施する。

(7) 各教科等を合わせた指導

「知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」において は、必要に応じて各教科等を合わせた指導を行う。

- ア 「日常生活の指導」では、日常の生活の流れに沿って、発展的に繰り返し指導し、基本的な生活習慣の形成を図る。特に、日常生活の指導においては、教員と学校介護職員との協働により、 指導内容・方法の充実に努める。
- イ 「遊びの指導」では、自由遊びや課題遊びを通して、身体活動を活発にし、仲間との関わりを 促し、意欲的な活動を育てる。
- ウ 「生活単元学習」では、児童・生徒の興味・関心や発達段階を考慮し、実際の生活に基づいた 豊かな内容の教育活動を展開する。指導に当たっては、自発的な活動を大切にし、生き生きと活 動できるように工夫する。
- エ 「作業学習」では、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高める。指導に当たっては、安全面への配慮を十分に行い、生徒の障害の状態に応じて、作業工程や補助具を工夫・開発するなどして、生徒が主体的・意欲的に取り組むことができる学習環境を整える。

(8) 生活指導

生涯を通じて健康・安全な生活を送るため、健康・安全・衛生に関する指導を充実させるととも に、教員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てる。

(9) キャリア教育・進路指導

- ア 主体的に自らの生き方・進路を選んで決める能力と態度を育てるとともに、個別の教育支援計画を活用し、児童・生徒一人一人の特性に応じ、小学部、中学部及び高等部で発達段階に応じた職業観・勤労観を育成する。
- イ 大学進学希望や一般企業への就労希望の教育ニーズに対応するため、教科指導の充実を図る。
- ウ 小学部・中学部からのキャリア教育の充実を図るとともに、十分な就業体験の機会を確保する。

4 訪問教育

- (1) 通学して教育を受けることが困難な児童・生徒の訪問教育を実施する。
- (2) 指導に当たっては、児童・生徒の障害の状態等に応じて、教材・教具や教育機器等の効果的活用 や指導法の改善を図り、学習に主体的に取り組めるよう工夫する。また、児童・生徒の実態に応じ てスクーリングを実施する。

5 その他

(1) 副籍制度の推進

通学する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、小学部及び中学部では、副籍制度による直接的交流及び間接的交流を促進するとともに、地域指定校との交流及び共同学習を推進する。

(2) 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、交流協力校との学校

間交流の充実を図る。

(3) 学校間連携による単位認定の実施

高等部においては、大学への進学等、多様な進路希望に応えるため、必要に応じて都立高等学校 と学校間連携による単位認定を進める。

6 各学部の年間授業時数(例)

(1) 小学部

【準ずる教育課程】

				各	教	科					trl.		4.1	,	絵
区	国	社	算	理	生	音	図画工	家	体	道	外国語活動	学習の時間 総合的な	特別活動	自立活動	総授業時数
分	語	会	数	科	活	楽	作	庭	育	徳	動	時 間	虭	虭	数
1年	272		136		102	68	68		68	34			34	68	850
2年	290		165		105	70	70		70	35			35	70	910
3年	220	70	165	90		60	60		70	35		70	35	70	945
4年	220	90	165	105		60	60		70	35		70	35	70	980
5年	155	100	150	105		50	50	55	70	35	35	70	35	70	980
6年	150	105	150	105		50	50	55	70	35	35	70	35	70	980

【知的障害を併せ有する児童の教育課程】

			各	枚 科	į							各教科等	きを合わせ	た指導	
区	生	国	算	音	図画	体	道	外国語活動	学習の時間 総合的な	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの	生活単元学習	総授業時数
分	活	語	数	楽	工 作	育	徳	動	間	動	動	カの 指導	の指導	元 学 習	数
1年		17	70	34	34	34				34	68	272	68	136	850
2年		23	35	35	35	35				35	70	255	70	140	910
3年		21	10	35	35	35				35	70	245		280	945
4年		24	15	35	35	35				35	70	245		280	980
5年		24	15	35	35	35				35	70	245		280	980
6年		24	15	35	35	35				35	70	245		280	980

【自立活動を主とする教育課程】

		;	各素	女 科	•				総			各教科	等を合わけ	せた指導	40
区	生	围	算	音	図画	体	道	外国語活動	総合的な学習 の時間	特別活動	自立活動	日常生活	遊びの	生活単元学習	総授業時数
分	活	語	数	楽	工 作	育	徳	動	間習	動	動	日常生活の指導	指導	元学習	数
1年				68	68	68				34	245	231	68	68	850
2年				70	70	70				35	275	250	70	70	910
3年				70	70	70				35	310	250	70	70	945
4年				70	70	70				35	310	250		175	980
5年				70	70	70				35	310	250		175	980
6年				70	70	70				35	310	250		175	980

(2) 中学部

【準ずる教育課程】

				各	教	科								4//
区	国	社	数	理	音	美	保健体育	技 術 •	外 国	道	学習の時間	特別活動	自立活動	総授業時数
分	語	会	学	科	楽	術	育	家庭	語	徳	時 ^な 間	動	動	数
1 年	140	105	140	105	45	45	70	70	105	35	50	35	70	1, 015
2年	140	105	105	140	35	35	70	70	105	35	70	35	70	1, 015
3年	105	140	140	140	35	35	70	35	105	35	70	35	70	1, 015

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

				各	教	科								各教科等	等を合わせ	た指導	to.
区	国	社	数	理	音	美	保健体育	職業・	外国	道	学習の	特別活動	自立活動	日常生活	生活単元学習	作業学習	総授業時数
分	語	似	学	科	楽	術	体育	家庭	語	徳	時間	動	動	日常生活の指導	元学習	学習	数
1年	70		35		70	70	70	35	35		35	35	105	175	210	70	1, 015
2年	70		35		70	70	70	35	35		35	35	105	175	210	70	1, 015
3年	70		35		70	70	70	35	35		35	35	105	175	210	70	1, 015

【自立活動を主とする教育課程】

				各	教	科								各教科等	等を合わせ	た指導	
区分	国	社	数	理	音	美	保健体育	職業・宏	外 国	道徳	学習の時間 総合的な	特別活動	自立活動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	総授業時数
	語	会	学	科	楽	術	育	家庭	語	1芯	間	到	到	指導	字習	習	奴
1年					70	70	70				35	35	350	175	210		1, 015
2年					70	70	70				35	35	350	175	210		1, 015
3年					70	70	70				35	35	350	175	210		1, 015

(3) 高等部

【準ずる教育課程】*数字は単位数

			各	教	科(科	目は別]途設5	E)						
区	* 国	*地	公	* 数	*理	保	芸	* 外	情	家	学習のな	特別	自立	単
分	語	地理歴史	民	学	科	健体育	術	国語	報	庭	的時間	別活動	自立活動	位 数
1年	5	2		4	2	3	2	4	2	2	1	1	2	30
2年	5	2		4	2	3	2	4	2	2	1	1	2	30
*3年	3 (2)	(2)	2	4(2)	(2)	3	2	4(2)	2		1	1	2	30

^{*}第3学年は自由選択教科・科目として、()の中から6単位を履修する。

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】*数字は年間総授業時数

			3	各教	女 科							各教科	等を合わせ	せた指導	40
区	国	数	音	美	保健	家	外	情	学習のは	特別活動	自立活動	日常生	生活甾	作業	総授業時数
分	語	学	楽	術	保健体育	庭	国語	報	学習の時間	适 動	動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	時 数
1年	70	70	70	70	70	35	35	35	35	35	140	175	140	70	1, 050
2年	70	70	70	70	70	35	35	35	35	35	140	175	140	70	1, 050
3年	70	70	70	70	70	35	35	35	35	35	140	175	140	70	1, 050

【自立活動を主とする教育課程】*数字は年間総授業時数

				=	各	教 科	ļ							各教科等	きを合わせ	た指導	_
区	囲	社	数	理	曲	美	保健体育	職業・	外国	情	学習のは総合的な	特別活動	自立活動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	総授業時数
分	語	会	学	科	楽	術	育	家庭	語	報	時 間	動	動	指導	学習	習	数
1年					70	70	70				35	35	350	175	245		1, 050
2年					70	70	70				35	35	350	175	245		1, 050
3年					70	70	70				35	35	350	175	245		1, 050

第3章 知的障害教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

南花畑学園特別支援学校(仮称)知的障害教育部門の教育課程については、南花畑特別支援学校の教育課程を参考に、児童・生徒の生活年齢を踏まえ、障害の状態等に応じた教育内容・方法等の改善・充実を図り、児童・生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程を編成する。

また、複数の障害教育部門を設置する学校の特色を活かし、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門とが連携した教育を推進する。

2 教育課程編成の重点事項

児童・生徒の障害特性や状態・程度に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指 した教育課程を編成する。

教育活動を通じてICF(国際生活分類)の考え方を積極的に取り入れ、「補助的手段の活用」「教室環境の整備」などにより、児童・生徒一人一人の学校生活をより豊かなものとするとともに、自立と社会参加を支援する。

また、必要に応じて、肢体不自由教育部門の教員や外部専門家等が有する専門性を活かした指導を 行う。

(1) 各教科の指導の充実

国語・算数(数学)等の基礎的な教科学習の充実を図るとともに、言語力の充実を図るため、学校図書館の活用を工夫する。また、音楽・図画工作(美術)・体育(保健体育)において、小学部第5学年から教科担任制を取り入れ、指導の充実を図る。

(2) 各教科等を合わせた指導の充実

児童・生徒の日常生活が充実し、高まるよう「日常生活の指導」を充実させるとともに、生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために様々な体験ができるよう「遊びの指導」や「生活単元学習」の充実を図る。また、中学部段階から「作業学習」を積極的に行い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄について学習する。

また、自閉症学級を設置し、「社会性の学習」等自閉症の教育課程を導入し、指導の充実を図る。

(3) 自立活動の指導の充実

児童・生徒一人一人が障害特性や状態・程度に応じたコミュニケーション手段を獲得できるよう 指導の充実を図る。

3 各教科等の指導の基本方針

知的障害教育部門の各教科等は、以下の内容に重点を置き、教育課程を編成するものとする。

(1) 各教科

ア アセスメント等による実態把握に基づき「個別指導計画」を作成し、障害の状態や学習状況 等に応じた指導内容を精選し、基礎・基本の定着及び学力の伸長を図るとともに、個に応じた 指導方法の工夫や適切な評価を踏まえた指導の改善・充実を図る。

イ 児童・生徒の身体の動きやコミュニケーションの状況に配慮して各教科の指導と自立活動との

密接な関連を図る。

ウ 知的障害に対応した I C T 機器を活用し、分かりやすい授業を推進し、児童・生徒の学習への 意欲や学習の達成感等を高める指導を図る。

(2) 道徳

生命の尊さや人の心の大切さを理解し、他人を思いやる気持ちを育てるとともに、社会生活の 基本的なルール等の規範意識、道徳的実践力を育成する。

(3) 総合的な学習の時間

- ア 自ら課題を見付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てるため、 地域の特色や児童・生徒の障害の特性等を考慮し、個別指導や集団指導など多様な学習形態を 工夫する。
- イ 日本の伝統・文化に関する学習を実施し、日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対 する愛着や誇りを育むようにする。

(4) 特別活動

- ア 社会性や豊かな人間性を育むために、多様な学習集団や生活の場面を設定し、人と関わる経験を広めるとともに、近隣の小・中学校等と連携し、交流及び共同学習を推進する。
- イ 小学部では、第4学年以上の児童でのクラブ活動の時間を設定し、児童の興味・関心を追究 する活動の充実を図る。
- ウ 宿泊を伴う学校行事において、自主的・自立的生活に必要な態度や習慣を養うとともに、集 団適応能力の向上を育む。
- エ 肢体不自由教育部門との交流を積極的に推進する。

(5) 自立活動

各領域・教科等の指導と密接な連携を図り、障害の状態や発達段階等の的確な把握を通して、 個別指導計画に基づく計画的で組織的な指導を進める。また、身体の動き等の指導において、肢 体不自由教育部門と連携して指導にあたり、必要に応じて個別の指導を行う。

(6) 各教科等を合わせた指導

- ア 「日常生活の指導」では、日常の生活の流れに沿って、発展的に繰り返し指導し、基本的な生活習慣の形成を図る。
- イ 「遊びの指導」では、自由遊びや課題遊びを通して、仲間との関わりを促し、身体活動を活発 にし、意欲的な活動を育てる。
- ウ 「生活単元学習」では、児童・生徒の興味関心や発達段階を考慮し、実際の生活に基づいた 豊かな内容の教育活動を展開する。指導に当たっては、自発的な活動を大切にし、生き生きと 活動できるように工夫する。
- エ 「作業学習」では、将来の職業生活や社会自立を目指し、勤労意欲や技能の向上を図る。指 導に当たっては、安全面への配慮を十分に行い、生徒の障害の状態に応じて、作業工程や補助 具を工夫・開発するなどして、生徒が主体的・意欲的に取り組むことができる学習環境を整え る。
- オ 「社会性の学習」では、人間関係に関することや社会生活に関わる行動について対応できる よう、必要な知識、理解、態度及び習慣を養う。

(7) 生活指導

- ア 教員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係の育成を通して、健康・ 安全・衛生に関する指導の充実を図る。
- イ 自立と社会参加に向け、保護者の理解と協力のもと、一人通学に関する指導を推進する。
- ウ 東京都立足立特別支援学校(知的障害特別支援学校高等部。以下「足立特別支援学校」という。)をはじめ、地域の学校や警察等と連携し、児童・生徒の健全育成及び犯罪に巻き込まれないための指導と支援を充実させる。

(8) キャリア教育・進路指導

- ア 足立特別支援学校と綿密な連携のもと、進路に関する情報の共有化、作業学習や特別活動など進路指導に関連のある教育課程の改善など、小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育・進路指導の充実を図る。
- イ 児童・生徒一人一人の特性に応じ、「自立と社会参加」を目指し、社会人として生活していく ことを見据え、職業能力の基礎を養い、社会生活力を育てる。

4 その他

(1) 副籍制度の推進

通学する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、小学部及び中学部では、副籍制度による直接的交流及び間接的交流を促進するとともに、地域指定校との交流及び共同学習を推進する。

(2) 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、交流協力校との学校 間交流の充実を図る。

4 各学部の年間授業時数(例)

(1) 小学部

【普通学級】

			各素	牧 科						各教科	等を合わせ	せた指導	
区分	生活	国語	算 数	音楽	図画工作	体育	道徳	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	総授業時数
1年		13	<u> </u>	34	34	115				322	75	134	850
2年		15	<u> </u>	35	35	115				322	77	175	910
3年		17	75	35	70	140				315		210	945
4年		140	105	35	70	116				304		210	980
5年		140	105	35	70	116				304		210	980
6年		140	105	35	70	116				304		210	980

【自閉症の児童の学級】

	L日初近の元皇の子級A													
			各孝	牧 科						各教	科等を台	わせた	指導	
分分	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体	道。	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	総授業 時数
1年		9	7	34	34	115				322	75	105	68	850
2年		1	10	35	35	115				322	77	140	76	910
3年		14	40	35	70	140				315		70	175	945
4年		105	105	35	70	115				304		70	176	980
5年		105	105	35	70	115				304		70	176	980
6年		105	105	35	70	115				304		70	176	980

【重度·重複学級】

			各 教	科						各教科等	等を合わせ	せた指導	
区分	生活	国語	算 数	音楽	図画工作	体	道徳	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	総授業時数
1年		10)4	34	34	68			116	322	75	97	850
2年		11	15	35	35	70			116	322	77	140	910
3年		14	40	35	70	70			140	315		175	945
4年		14	10	35	70	105			150	305		175	980
5年		14	10	35	70	105			150	305		175	980
6年		14	10	35	70	105			150	305		175	980

(2) 中学部

【普通学級】

		各 教 科												各教科等	等を合わっ	せた指導	
区分	国語	社会	数学	理科	※ 中	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	道徳	学習の時間	特別活動	自立活動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	総授業時数
								庭						導	首		
1年	105		70		70	70	157		35		35			228	175	70	1, 015
2年	140		70		70	70	157		35		35			228	105	105	1, 015
3年	140		105		70	70	157		35		35			228	70	105	1, 015

【自閉症の生徒の学級】

				各	教	科								各教	科等を作	合わせた	:指導	
区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	道徳	学習の時間総合的な	特別活動	自立活動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	総授業時数
1年	70		70		70	70	157		35		35			228	105	70	105	1, 015
2年	105		70		70	70	157		35		35			228	35	105	105	1, 015
3年	105		70		70	70	157		35		35			228	35	105	105	1, 015

【重度・重複学級】

				各	教	科								各教科等	等を合わせ	た指導	
分分	国語	数学	社会	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	道德	学習の時間	特別活動	自立活動	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	総授業時数
1年	14	10			70	70	87				35		105	228	210	70	1, 015
2年	14	10			70	70	87				35		105	228	175	105	1, 015
3年	14	10			70	70	87				35		105	228	175	105	1, 015

第4章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能及びエリア・ネットワーク*のセンター校としての役割を果たすために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を組織し、就学前段階から高等部(高等学校)までの継続性・連続性のある円滑な支援を行う。

- (1) 就学前段階では、地域の教育委員会や療育施設、幼稚園、保育所等と緊密な連携を図り、保護者に対する的確な情報発信・相談に努め、適切な就学を推進する。
- (2) 通学する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、小学部及び中学部では、副籍制度による直接的交流及び間接的交流を促進するとともに、地域指定校との交流及び共同学習を推進する。(再掲)
- (3) 児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、交流協力校との学校間交流の充実を図る。 (再掲)
- (4) 地域の教育委員会の要請に基づき、特別支援教育コーディネーターや専門性の高い教員を小・中学校等へ派遣し、指導方法や教材・教具に対する助言など、地域の特別支援教育の充実を支援する。
- (5) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校の教諭等を対象に、特別支援教育に関する研修会を開くなど、特別支援教育や障害のある児童・生徒の理解推進に努める。
- (6) 地区の人々を対象に公開講座を開いたり、学校施設を開放するなど、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進する。
- (7) 個別指導計画や個別の教育支援計画を活用した「支援会議」を実施するなどして、地域における教育、福祉、医療、保健、労働等との連携を図り、児童・生徒やその保護者を適時・適切に支援していく。
- (8) 災害に際しては、帰宅支援ステーションとして、都民に対し、情報・水・トイレ・宿泊場所の 提供等の支援を行うとともに、肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門を併置する学校のメリ ットを活かした障害児・者に対する必要な支援を行う。
- (9) 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校や進路先との連携や相談機能の充実を図る。

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステム。 都立特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携によって障害のある幼児・児童・生徒への教育的支援を行う「パートナーシップ」と、各地域(都及び区市町村)内において、教育、福祉、医療、保健、労働等が連携を図り、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージを適時・適切に支援していくことを目的とした「特別支援プロジェクト」を主たる機能としている。

平成23年度、南花畑特別支援学校は、足立区のエリアのセンター校となっている。

^{*} エリア・ネットワーク

第5章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

南花畑学園特別支援学校(仮称)の施設・設備の整備については、教育課程や既存施設等の条件などを踏まえ、肢体不自由教育部門(小学部、中学部、高等部)と知的障害教育部門(小学部、中学部)を併置する学校として、安全かつ快適な教育環境の確保及び児童・生徒の障害等の状況、発達段階、障害特性等に応じた教育内容・教育方法に対応できる教育環境に、配慮した設備を整備する。

2 現在の施設の概要

(1) 学校への交通

ア 城北特別支援学校

(ア) つくばエクスプレス 六町駅より東武バス竹ノ塚駅東口行、スポーツセンター下車 徒歩7分

六町駅より東武バス竹ノ塚駅東口行、車検場下車 徒歩5分

- (イ) 東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン) 竹ノ塚駅東口より東武バス綾瀬駅行、 車検場下車 徒歩5分 竹ノ塚駅東口より東武バス六町行、 スポーツセンター下車 徒歩7分
- (ウ) 東京メトロ千代田線 綾瀬駅西口より東武バス竹ノ塚駅東口行、車検場下車 徒歩5分 綾瀬駅西口より東武バス花畑団地行、保木間下車 徒歩5分

イ 南花畑特別支援学校

- (ア) 東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン) 竹ノ塚駅東口より東武バス綾瀬行、 南花畑特別支援学校前下車 徒歩1分
- (イ) 東京メトロ千代田線 綾瀬駅西口より東武バス竹ノ塚駅東口行、南花畑特別支援学校前 下車 徒歩1分
- (ウ) つくばエクスプレス 六町駅より東武バス竹ノ塚駅行、南花畑特別支援学校前下車 徒歩1分

(2) 面積

ア 城北特別支援学校敷地面積22,810.54㎡校舎面積8,875.58㎡イ 南花畑特別支援学校敷地面積14,644.92㎡校舎面積7,929.85㎡

3 基本方針

区画整理事業終了後の城北特別支援学校及び南花畑特別支援学校敷地に、教育課程、既存施設などの条件を踏まえ、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門に必要な施設を整備する。

4 施設の基本計画

施設の整備については、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、具体的に検討する。

5 施設一覧(例示)

(1) 管理・共用部門

分 野	室名	室数	備 考 (標準など)
	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷·放送室	1	
	教材室	6	
comety. co	更衣室 (教職員)	4	男2、女2
管理諸室	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	2	
	運転手控室	1	
	教材開発室	2	
	OA機器室	2	
	倉庫	2	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
	体育館	1	ステージ、付属室含む
体育部門	プール	1	機械室、付属室含む
	第二体育館	1	
	生活訓練室	1	
	食堂	2	
	厨房	1	休憩室含む
共用部門	倉庫	1	リサイクル用
	体育倉庫	1	
	開放用トイレ	2	男1、女1
	開放用倉庫	1	
管理部門 計		4 4	

(2) 肢体不自由教育部門

分 野	室 名	室数	備 考 (標準など)
普通教室	普通教室	3 9	
	音楽室	2	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室(被服)	1	
	調理室	1	
	理科室	2	
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	3	
特別活動	児童・生徒会室	2	
村別石期	更衣室	6	
	多目的室	2	
	言語訓練室	1	
自立活動部門	上肢訓練室	1	
	下肢訓練室	1	
	実習室	3	
肢体不自由教育部門計		7 1	

(3) 知的障害教育部門

分 野	室 名	室数	備 考 (標準など)
普通教室	普通教室	5 0	
	音楽室	1	
	図工室	1	
	美術室	1	
	家庭科室(被服)	1	
	調理室	1	
	理科室	1	
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	2	
松田以工和	児童・生徒会室	1	
特別活動	更衣室	4	
	多目的室	1	
自立活動部門	言語訓練室	1	
	実習室	2	
知的障害教育部門 計		7 3	

参 考 資 料

南花畑学園特別支援学校(仮称)基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 南花畑学園特別支援学校(仮称)の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に南花畑 学園特別支援学校(仮称)基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、南花畑学園特別支援学校(仮称)の教育課程、施設設備及びその他検討を要すること について検討する。

(構成)

第3 委員会は、東京都教育庁(以下「教育庁」という。)関係者、東京都立特別支援学校(以下「学校」という。)関係者等のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

(委員長等)

- 第4 委員会に委員長を置き、特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。
 - 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
 - 3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるもの をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成24年3月31日までとする。

(意見聴取)

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原 則として公開するものとする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部義務教育特別支援教育指導課が担当 する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

南花畑学園特別支援学校(仮称)基本計画検討委員会 委員名簿

	氏	名	現 職	備	考
保護者代表	鈴木 貴	计子	都立南花畑特別支援学校関係者	PTA	A会長
术设有八衣	岡野 ナラ	ヲ見	都立城北特別支援学校関係者	PTA	A会長
学校関係者	原田	弥	都立南花畑特別支援学校長		
子仪舆际名	土田	豊	都立城北特別支援学校長		
	廣瀬 丈	た人	特別支援教育推進担当部長	(委 貞	員 長)
	飯島 昌	夫	都立学校教育部特別支援教育課長		
	山川 浩	子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委	員長)
	山本	優	都立学校教育部主任指導主事(就学相談担当)		
	三浦 浩	文	都立学校教育部統括指導主事		
	井上 佳	語	都立学校教育部学校経営指導担当課長		
教 育 庁	伊藤雄	É─	都立学校教育部学校経営指導担当課長		
	曽根	稔	都立学校教育部施設調整担当課長		
	朝日 滋	俎	指導部特別支援学校教育担当課長		
	伏見	明	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)		
	諏訪	肇	指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事		
	末村 智	子	総務部教育政策課企画担当課長		
	浅野 直	植	人事部人事計画課長		

(事務局)

	山川	浩子	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
 教育庁	三宅	夏来	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当係長	
秋月/1	森田	俊	都立学校教育部特別支援教育課特別支援学校係主事	
	丹野	哲也	指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	